

(病院管理者用)

遅延理由書

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第53条の11の規定により、結核患者が入院したとき、又は
入院している結核患者が退院したときは、7日以内に
保健所長あてに、届出をしなければならないところ
ため、今日まで

遅延いたしました。

今後注意いたしますので、よろしく申し上げます。

令和 年 月 日

病院・診療所の名称

病院管理者の氏名

(自署又は記名押印のこと)

千葉県保健所長 様